

# 守り育て安心して暮せるまち

## 第2次芦別市環境基本 計画（素案）に関する 意見を募集します

本市では、芦別市環境基本条例に基づき、良好で恵まれた環境を保全、活用、創造することを目的として、平成21年3月に芦別市環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する施策を推進してきましたが、計画期間が今年度をもって終了することから、本市の環境に関する取り組みを一層推進するため、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする「第2次芦別市環境基本計画」を策定することとしましたので、市民の皆さんのご意見、ご提言をお寄せください。

### ❖第2次芦別市環境基本計画(素案)の概要❖

#### ○対象とする環境の範囲

本計画が対象とする分野は、「生活環境」、「自然環境」、「教育・学習環境」の3分野とします。対象とする地域は芦別市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国や道などと協力しながら課題の解決に取り組みます。

#### ○環境分野ごとの主な取り組み

施策体系及び施策名称	主な取り組み
<b>■生活環境……循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します</b>	
ごみの減量とリサイクル	
一般ごみの排出抑制	古着や使用済み小型家電の拠点回収を実施。
生ごみの減量化の推進	たい肥化容器（コンポスト）や電動生ごみ処理機の購入助成。水切りの徹底や食品ロス削減に関する意識啓発。
資源分別回収の促進	缶、びん、ペットボトルやプラスチック製の容器包装など10種類の資源物の回収。
不法投棄対策の推進	不法投棄禁止看板の設置や監視・指導体制の充実、パトロールの強化。
エネルギーの有効利用	
再生可能エネルギーの導入	木質バイオマスボイラーや太陽光発電などの公共施設への導入。
環境美化の促進	
地域ぐるみの美化活動の推進	全市一斉親子クリーン作戦など、道路や公園など身近な場所の清掃活動を通して、ごみのない美しいまちを目指す。
空家・空き地の管理対策の推進	空家や空き地の状況把握を行い、所有者に対し適正な管理を促す。
<b>■自然環境……人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます</b>	
クリーン農業の促進	
農地の適正管理	地域単位での共同活動により農業生産活動を維持するため農地及び農業関連施設の適正管理を実施。
クリーン農業の推進	クリーン農業技術の導入により、安全で高品質な農産物の生産を関係機関・団体と一体となって推進。
森林の保全と活用	
森林環境保全整備事業	森林環境保全のため、人工造林・下刈・除間伐を実施。
森林学習会の開催	「生活環境保全林」を活用して、児童生徒をはじめとする市民に森林の重要性を啓発する。
野生生物の保護管理	
有害鳥獣の駆除	アライグマ、エゾシカなどによる農作物への被害を抑制するため有害鳥獣駆除を実施。

# 本市が目指す 望ましい環境像

# 良好で快適な環境を

施策体系及び施策名称	主な取り組み
良好な水環境の保全	
良質な水道水の確保	限りある水資源を有効利用し、安全で良質な水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理を実施。
工場・事業場の排水対策	水質汚濁防止法と関連法令に基づき、工場や事業場に対し必要に応じて立ち入り調査を実施。
都市緑化の推進	
本市にあった街路樹づくり	街並みと調和のとれたせん定を行うほか、適切な維持管理のため樹木の伐採や植替えを実施。
花いっぱい運動の推進と見直し	市街地の主要道路の植樹樹や公園等の花壇に町内会や各種団体との連携により、花による景観整備を実施。
花と木・緑化推進基金事業の推進	市街地の観光スポット及び施設に「花と木・緑化推進基金」を活用し、花と木による景観整備を実施。
<b>■教育・学習環境……市民、コミュニティ及び事業者が環境の取り組みに参加し、環境意識を高めます</b>	
環境教育と環境学習の推進	
高齢者大学や女性大学における環境学習	「環境」についての理解を深めてもらうことを目的に、高齢者大学や女性大学受講者を対象に実施。
小中学校における環境学習	環境に対する意識の向上を図るため、小中学校の教育活動を通じて環境教育への取り組みを実施。
市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保	
市民・事業者・民間団体の参加機会の確保	市民や団体の自発的な取り組みである「全市一斉親子クリーン作戦」など環境保全に関する活動の促進。
環境に関する情報の積極的な提供	広報紙、ホームページなどの活用により環境に関する情報を提供。

## ○各主体の役割・責務

市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保全等における支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。</li> <li>その日常生活に伴う環境に与える影響を十分に理解し、自ら積極的に環境の保全等及び公害の防止に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力します。</li> </ul>
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの事業活動に際し、環境への負荷の低減、自然環境の保全及び廃棄物の適正な処理に必要な措置を行うよう努めます。</li> <li>その事業活動に伴う環境に与える影響を十分に理解し、自ら積極的に環境の保全等及び公害の防止に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力します。</li> </ul>
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保全等について市民及び事業者の意見を聴くとともに、国の施策に準じて、環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。</li> <li>自ら率先して環境への負荷の低減及び廃棄物の発生の抑制に取り組みます。</li> <li>市民及び事業者が行う環境の保全等及び公害の防止に関する活動または事業に協働して取り組みます。</li> </ul>

## ■意見の募集要項

○募集期間／12月2日(月)～23日(月)

○意見の提出対象者／本市に居住、在勤、在学している方。または本市で活動する法人か団体。

○第2次環境基本計画の閲覧場所／市役所1階のロビー、市役所3階まちづくり推進係、総合福祉センター、市民会館、総合体育館、図書館、各コミュニティセンター、北日本多目的センター、道営住宅であえーる緑幸団地集会所、市公式ホームページ

○提出様式／書式の指定はありませんが、書面により表題を「第2次芦別市環境基本計画(素案)に関する意見」とし、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

○提出方法／市役所まちづくり推進係へ直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出してください。(直接持参する場合は、平日の午前8時30分～午後5時15分)

○意見の取扱い／お寄せいただいた意見に対する回答は、市のホームページで公表します。ただし、住所、氏名などは公表しません。なお、応募いただいた意見に対して個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

●提出先・詳細／芦別市役所企画政策課まちづくり推進係 (〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地) ☎22-2111(内線293)、ファクシミリ22-9696、電子メール：kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp